

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税  
権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定（新  
旧対照）

（参考）

改正後	改正前
<p>脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定</p> <p>日本国政府及びバハマ国政府は、脱税を防止するための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する協定を締結することを希望して、次のとおり協定した。</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>第二章 情報の交換</p> <p>第二条 (略)</p> <p>第三条 管轄</p> <p>一方の締約国は、その当局によって保有されておらず、かつ、その領域的管轄内にある者によって保有され、又は管理されていない情報については、それを提供する義務を負わない。</p> <p>第四条及び第五条 (略)</p>	<p>脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定</p> <p>日本国政府及びバハマ国政府は、脱税を防止するための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する協定を締結することを希望して、次のとおり協定した。</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>第二章 情報の交換</p> <p>第二条 (略)</p> <p>第三条 管轄</p> <p>被要請国は、その当局によって保有されておらず、かつ、その領域的管轄内にある者によって保有され、又は管理されていない情報については、それを提供する義務を負わない。</p> <p>第四条及び第五条 (略)</p>

### 第五条のA 自動的な情報の交換

両締約国の権限のある当局は、両締約国の権限のある当局の間の合意によつて決定する区分の事案に関しては、その合意によつて決定する手続に従い、第二条に規定する目的のため、情報を自動的に交換する。

### 第六条及び第七条 (略)

### 第八条 秘密

この協定に基づき一方の締約国が受領した情報は、秘密として取り扱うものとし、第四条に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）であつて、当該一方の締約国内にあるものに対してのみ、開示することができる。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。当該情報は、情報を提供する締約国の権限のある当局の書面による明示の同意がない場合には、他の者又は当局（非締約国内にあるものを含む。）に開示することができない。

### 第三章 課税権の配分

### 第六条及び第七条 (略)

### 第八条 秘密

この協定に基づき一方の締約国が受領した情報は、秘密として取り扱うものとし、第四条に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）であつて、当該一方の締約国内にあるものに対してのみ、開示することができる。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。当該情報は、被要請国の書面による明示の同意がない場合には、他の者又は当局（非締約国内にあるものをを含む。）に開示することができない。

### 第三章 課税権の配分

第十条から第十五条まで (略)

第四章 特別規定

第十六条 (略)

第五章 最終規定

第十七条 (略)

第十八条 効力発生

1 (略)

2 (略)

3 (略)

4 2の規定にかかわらず、第五条のAの規定は、次のものについて適用する。

(a) 課税年度に基づいて課される租税に関しては、二十七年一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b) 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、二十七年一月一日以後に課される租税

(以下略)

第十条から第十五条まで (略)

第四章 特別規定

第十六条 (略)

第五章 最終規定

第十七条 (略)

第十八条 効力発生

1 (略)

2 この協定は、次のものについて適用する。

(a) 課税年度に基づいて課される租税に関しては、この協定が効力を生ずる日以後に開始する各課税年度の租税

(b) 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、この協定が効力を生ずる日以後に課される租税

3 (略)

(以下略)